

診療用エックス線装置廃止届

年 月 日

熊本市保健所長(宛)

届出人(管理者)

診療用エックス線装置を廃止したので、医療法第 15 条第 3 項に基づく医療法施行規則第 29 条第 1 項の規定により次のとおり届出をします。

(フ リ ガ ナ)						
名 称						
開 設 の 場 所		〒 校区				
		TEL		FAX		
廃 止 年 月 日		年 月 日				
廃止した診療用エックス線装置	製 作 者 名					
	型 式					
	廃止した理由					
装置廃止後の使用室の用途						
所 長	課 長	副 課 長	主 幹	主 査	班 員	
受付印			決裁印			
起案 年 月 日 本届出書を受理したので 供覧します。						